



フィンテックで変わる家計管理

— 銀行法改正の動きを踏まえて —

永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長

証券会社等で投資商品の組成等を担当した後、2004年より「良質な金融商品を育てる会(通称フォスター・フォーラム)」を主宰。
金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員。

決済分野の規制の見直しの背景

銀行法を中心とする決済分野の規制の見直しが進められています。背景にあるのが、フィンテックへの対応です。

フィンテック(FinTech)とは、インターネット関連技術を駆使して革新的な金融サービスを創り出す動きの総称で、その本質は、大量のデータの収集と分析を通じて、既存の金融サービスでは必ずしも十分ではなかった「顧客に応じたサービス」を提供するところにあると言われていいます。スマートフォンをはじめとする高性能モバイル機器により、消費者はいつでもインターネットにアクセスした状態となり、これが大量のデータを生み出しています。大量のデータを送信する通信技術や、データを安価に保存できるクラウド技術、保存した大量のデータを分析するビッグデータ解析技術等が基礎となり、伝統的な金融機関が独占してきた一般消費者との接点(チャネル)をインターネット関連技術によって広げ、さらにインターネットを通じて得られたデータを活用することで、大量のデータの収集と活用が可能となったことがフィンテックを後押ししています。

金融ビジネスへの参入には大資本が必要でしたが、フィンテックによって、起業したての企業でも、革新的なサービスを開発・提供し利用者の支持を得ることができれば、一気に市場での地位を獲得することが可能になっているのです。こうしたフィンテックベンチャーが始める

サービスの中には、既存の金融規制の対象外となっているものもあります。便利なサービスやフィンテック企業を育てるためのイノベーションの推進と同時に、利用者保護をどう考えていくかが、重要な政策課題となっています。

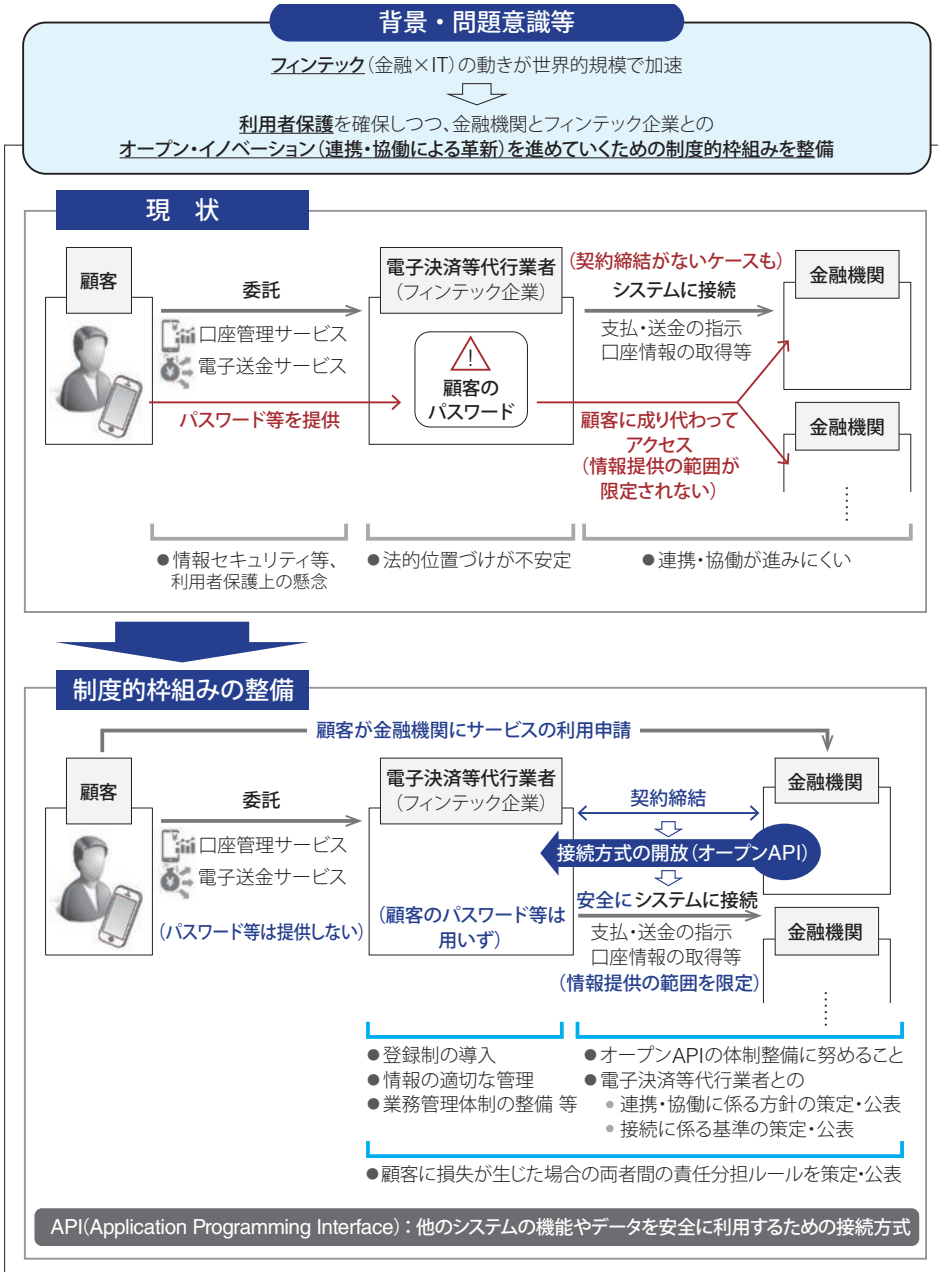
利用者が増加している家計簿アプリ

フィンテックベンチャーが始めた金融規制の対象外のサービスの一つが、顧客と金融機関の間に介在し、顧客からの委託に基づいて金融機関の口座情報を取得し分析情報等を顧客に提供するサービスでした。近年、わが国でも急速に利用者を伸ばしている家計簿アプリ(家計管理サービス)等がこれに該当します。こうしたサービスは、顧客から口座のIDやパスワードを預かり、顧客に成り代わって銀行のシステムにアクセスをするスクレイピングという方法で行われるのが一般的でしたが、口座のIDやパスワードといった顧客の認証情報をフィンテック企業が保有することになるため、情報セキュリティや不正利用等のリスクが指摘されてきました。また、銀行はどの顧客がこうしたサービスを利用しているのか関知しないという点も利用者保護の観点から問題があります。

そこで、金融庁は2016年に金融審議会の下に金融制度ワーキング・グループを設置し、利用者保護の確保と利便性の高いサービスの育成を進めるための制度作りが審議され、次の2つの提言を含む報告書が取りまとめられました。

一つは、銀行のシステムへのフィンテック企

図 オープンAPIのしくみ



出典：金融庁「銀行法等の一部を改正する法律案の概要」より

を「電子決済等代行業者」と定義したうえで登録制を導入することが提言されました。

この報告書を受けて、2017年に銀行法の改正が行われました。2018年春(改正銀行法が公布された2017年6月2日から1年以内)に施行が予定されています。改正法では、銀行(信用金庫を含む)に対し、電子決済等代行業者が銀行システムに接続できるよう体制整備に努めることや、契約締結の可否に係る判断基準を策定し公表すること、合理的な理由なく接続を拒否してはならないこと等が定められています。一方、フィンテック企業については、同法施行後は無登録で電子決済等代行業に該当する業を行うことは違法となります*1。同法は、利用者保護の観点から、登録業者に対して、情報の

業の接続方法についてです。前述のスクレイピングという方法から、契約を締結したうえで銀行が接続仕様をフィンテック企業に公開し接続をさせるオープンAPI(=アプリケーション・プログラミング・インターフェイス)という方法へと移行するのが望ましく、図に示したような制度的枠組みの整備を官民挙げて急ぐべきであるという提言が行われました。もう一つは、銀行システムにアクセスするフィンテック企業

適切な管理や業務管理体制の整備の他に、顧客に損失が生じた場合の責任分担等を定める契約を銀行等と締結すること等を義務づけています*2。また、金融庁に登録業者への立ち入り検査や、必要な場合は業務改善命令等を出す権限が与えられました。

家計簿アプリ等利用上の留意点

電子決済等代行業者の提供するサービスは、

*1 ただし、同法施行時に既に電子決済等代行業を行っている者については、施行後6カ月の猶予期間が与えられている。

*2 ただし、口座管理サービス(口座情報サービス)のみを提供する場合は、同法施行後2年を超えない範囲の政令指定日までは猶予されている。

現時点では、複数の口座情報の統合や分析情報の提供にとどまっていますが、将来的には、フィンテック企業が利用者の意思に基づいて銀行等に対して資金移動や決済を指示できるサービスが加わることが想定されています。例えば、家計簿アプリで引落口座の残高不足が確認された場合に他の口座からの資金移動を指示したり、アプリを提供している業者がクレジットカード会社の加盟店と何らかのかたちで接続していることが前提となりますが、買い物代金の振込等がアプリ上で簡単にできるようになると言われています。さらに、取引履歴や資産状況等のデータが集まることを利用して、例えば、高価な物品を購入したことを検知して損害保険を提案したり、口座で保有している金融商品よりも手数料の安い同種商品を提案するといった乗り換えサービス等の展開も考えられているようです。

消費者の間で利用者が1000万人を超えたとも言われる*3家計簿アプリですが、その機能を生かすためには、銀行口座やクレジットカードの番号等を登録する必要があります。また、オープンAPI対応が急がれていますが、すべての金融機関やクレジットカード会社が体制整備を完了しているわけではないことにも留意が必要です。トラブルにあわないためには、セキュリティが強固なアプリを選ぶ、面倒でも利用規約をきちんと確認する、銀行口座等と同じパスワードを使ったりしない等の注意が必要です。

進むキャッシュレス化とデジタル化

上記の他に、ビットコイン(仮想通貨の一種)の技術的な土台となっている**ブロックチェーン(分散型台帳技術)**を銀行業務に利用する動きが注目を集めています。大手銀行の中には、**独自**

のデジタル通貨を発行して、手数料の安い個人間送金を実現するための実証実験に着手したところも登場しています。

決済分野のフィンテックの推進に欠かせないのが**キャッシュレス化とデジタル化**です。政府は「未来投資戦略2017」において、キャッシュレス決済比率(クレジットカードやデビットカード*4による決済の比率)を2015年時点の18%から2027年6月までに4割程度にまで引き上げることを政策目標に追加し、クレジットカード利用時に交付が義務づけられている書面を電子メール等で交付することを認める等の規制緩和を措置しました。また、フィンテックを活用した消費データの共有や利活用を促進するために、**クレジットカード分野のオープンAPI化*5**や、**レシートの電子化**に向けたフォーマットの統一等の環境整備を進めています。

個人データの保護が課題

フィンテックの進展とともに、私たちの経済活動を裏から支えている「お金」のかたちや取引がデジタルなものへと変わっていくことは不可避の流れのように思われます。イギリス中央銀行のマーク・カーニー総裁は、2017年1月に行った講演*5の中で、行き過ぎたデジタル化による金融排除*6やプライバシーの侵害、個人データ保護に対する悪影響等のリスクを指摘しています。欧州連合(EU)では「一般データ保護規則(GDPR)」が定められ、データは個人のものであることを明確化して、データ・ポータビリティ(移行性)をはじめ、個人データを扱う管理者に義務を課す方向で調整が進んでいます。一方、わが国では議論はまだ端緒にすぎたばかりです。

*3 経済産業省「クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会 中間報告」(2017年6月)

*4 2018年4月よりわが国でもデビットカード(銀行のキャッシュカード)でスーパー等小売店で現金の引き出しができる**キャッシュアウト**というサービスが始まる。欧米で普及しているサービスで、2016年の銀行法施行規則の改正による規制緩和を受けてシステム対応が進められてきた。近くに銀行のATMがなくても現金の引き出しが可能になることから、キャッシュレス化を促すと期待する向きもある。

*5 “The Promise of FinTech- Something New Under the Sun?” – Speech by Mark Carney
<https://www.bankofengland.co.uk/speech/2017/the-promise-of-fintech-something-new-under-the-sun/>

*6 スマートフォンやパソコンが使えないため、日々の暮らしに欠くことができない金融サービスを利用できなくなる層が生まれる状況

【参考文献】

増島雅和/堀天子編著『FinTechの法律2017-2018』(日経BP社、2017年) 山上聰著『金融デジタルイノベーションの時代』(ダイヤモンド社、2017年)